

平成 23 年

生活文化環境森林常任委員会 説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について 1

平成 23 年 8 月 24 日

生活・文化部

1 寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について

1 経緯

県内のNPO法人は現在約560法人あり、その数は年々増加しています。しかし、その一方で多くの法人が財政基盤の脆弱性、人材の不足、社会的認知度の低さなど多くの課題を抱えています。

このような中、本年6月にNPO法人への寄付を促進する環境整備の充実に目的として地方税法が改正され、各自治体が住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を条例において個別に指定することにより、当該法人に対する寄付金を個人住民税の寄付金税額控除の対象とすることができることとなりました。

2 指定条例の制定に向けた方針

(1) 年内に条例指定を行う必要性

今回の地方税法およびそれに伴う三重県県税条例の改正を受けて、年内に寄付の対象となるNPO法人を条例で指定することにより、平成23年中に寄付を行った県民が、当該寄付金に対する税額控除を受けることが可能となります。

(2) 市町と連携を進めていく必要性

県民税を含む個人住民税は市町で一体的に徴収事務が行われていること、個人住民税の税額控除率は県4%・市町6%であり、より効果をあげるためには、条例指定に当たって市町と連携しながら進めていく必要があります。

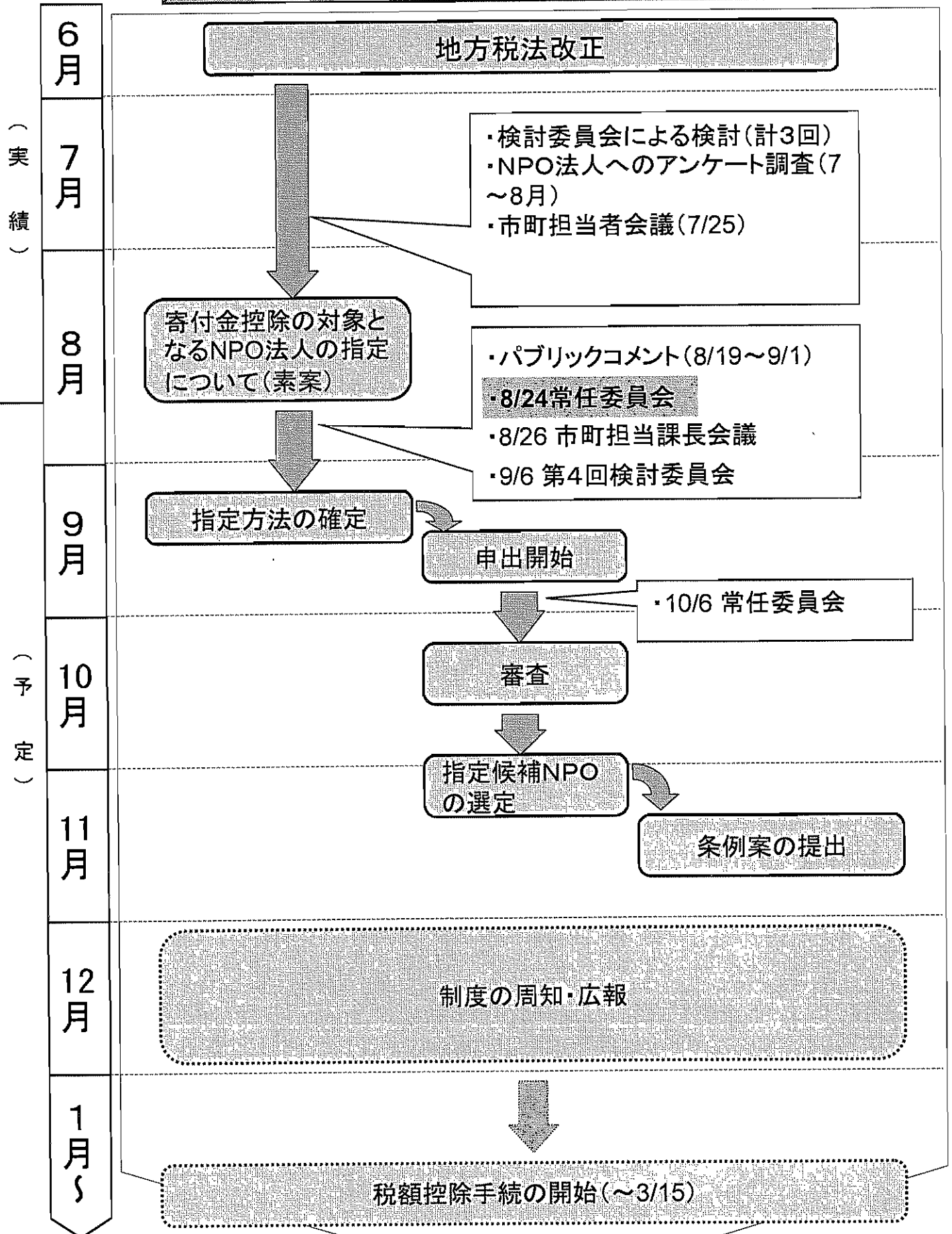
3 条例制定に向けたプロセス

資料1のとおり

4 寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について（素案）

資料2のとおり

条例制定に向けたプロセス



資料2

寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定について（素案）

1 目的

三重県が、公益性を有する実践活動を行い、かつ運営組織及び事業活動が適正である特定非営利活動法人を、個人県民税の寄付金控除対象特定非営利活動法人として指定することにより、地域の諸課題の解決に取り組む特定非営利活動法人の活動基盤の強化を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおり。

- ① NPO法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- ② 条例指定NPO法人 三重県税条例第25条の2第1項第4号に規定する寄付金税額控除の対象となるNPO法人をいう。

3 指定対象及び指定申出資格

条例指定NPO法人の指定の対象及び指定の申出を行うことができる資格のある者は、次のとおり。

- ① 指定の対象 三重県内に主たる事務所を有するNPO法人
- ② 指定の申出を行うことができる資格のある者 指定の対象となるNPO法人であって、かつ三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方消費税に未納がない者

4 指定の基準

別紙1「NPO法人指定基準」による。

5 指定の申出

- (1) 三重県は、毎年度期間を定めて条例指定NPO法人の指定の申出を受け付ける。

- (2) 条例指定NPO法人の指定を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、指定申出書（以下「申出書」という。）を三重県に提出する。
- (3) 申出書には、別途定める書類を添付しなければならない。

6 指定の審査

- (1) 三重県は、前条の申出があった場合は、申出書等その他必要な事項について指定基準を満たしているかどうか審査を行う。
- (2) 三重県は、審査を適正に行うために、「三重県NPO法人条例指定審査会」（以下、審査会という。）を設置し、その意見を聴く。
- (3) (2)の審査会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱した者をもって組織する。
- ① 学識経験者
 - ② NPO法人の中間支援に携わる者
 - ③ 行政職員
 - ④ その他、知事が適切と認める者
- (4) 三重県は、審査にあたり審査会が必要と認めたときは、実地調査もしくは聞き取り調査を実施することができる。
- (5) 申出者は、円滑な審査に協力しなければならない。

7 指定の決定

- (1) 三重県は、審査の結果、指定基準に適合すると認めたものを、議会の議決を経て条例により条例指定NPO法人として指定する。
- (2) (1)の条例においては、条例指定NPO法人として指定する者の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにする。

8 指定内容の変更

条例指定NPO法人は、NPO法人の名称若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、指定申出事項変更届出書により、速やかに三重県に提出しなければならない。

9 指定の取り下げ

条例指定NPO法人が、その指定の取り下げを願う場合は、指定取下申出書を県に提出しなければならない。

10 活動状況の聴取等

三重県は、特に必要があると認めるときは、条例指定NPO法人に対して、活動状況等に係る報告を求め、実地について検査し、又は必要な指示をすることができる。その必要性については、審査会の同意を得て決定する。

11 指定の取消

(1) 三重県は、次のいずれかに該当するときは、審査会の審査を経て、指定を取り消すことができる。ただし、主たる事務所の所在地が三重県外に移転した場合の取消は、審査会の審査を経ることなく指定変更届出書の提出に基づいて行うことができる。

- ① 指定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- ② 指定基準に適合しないと認められたとき。
- ③ 虚偽の申請により指定を受けたとき。
- ④ 指定内容の変更の届出を正当な理由なく行わなかったとき。
- ⑤ 活動状況に係る報告、検査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。

(2) 指定を取り消す場合は、条例においてその法人の名称、主たる事務所の所在地を削除するものとする。

(3) 指定を取り消されたNPO法人は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな申出をすることができない。ただし、指定取消の理由が主たる事務所の所在地が三重県外に移転したことによる場合には、その取消の日から2年を経過しないで新たな申出をすることができる。

12 指定の有効期間及び指定更新

(1) 指定の有効期間は、5年間とする。

(2) 申出者は、前項の規定による指定の有効期間が終了となる場合において、引き続き指定を受けようとする場合は、有効期間内に定められた期間において、申出書を三重県に提出して申出を行うものとする。

13 条例指定NPO法人の責務

条例指定NPO法人は、この素案に定めるところを誠実に遵守するとともに次の事項について特に留意しなければならない。

- ① 指定基準を満たすことを証明する書類及びその他帳簿等関係書類を、整理し、保管すること。

- ② 年1回は、事業報告等を行うこと。
- ③ 寄付を集めるための各種広報活動を行い、NPO活動への寄付が促進されるよう努めること。
- ④ NPO活動や運営組織の透明性を確保するため、インターネットその他の媒体において、情報開示に努めること。

NPO法人条例指定基準

	指定基準項目		
公益性に 関する要件	①	公益活動の実践度があること	別紙2「公益性に関する要件」による
	組織・運営に関する要件	②	活動の対象について (事業活動において、 右に示す共益的な活動がそれぞれ50%未満であること)
特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 (特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動を除く)			
特定の著作物又は特定の者に関する活動			
特定の者の意に反した活動			
③		運営組織及び経理について (運営組織および経理が適切であること)	役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員総数 \leq 1/3
			役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員総数 \leq 1/3
			各社員の表決権が平等であること。
			公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること。
④	事業活動について (事業活動の内容が適正であること)	適正な経理を行っている。	
		宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていない。	
		役員、社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄付を行っていないこと。(公職、宗教、政治)	
		実績判定期間における特非活動に係る事業費÷総事業費 \geq 80%	
⑤	情報公開について (情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	実績判定期間における受入寄付金総額のうち特非活動に係る事業費に充てた額÷受入寄付金総額 \geq 70%	
		事業報告書等、役員名簿及び定款等	
		役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	
		資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項等を記載した書類	
⑥	所轄庁へ事業報告書等を提出していること	寄付金を充当する予定の事業の内容を記載した書類	
		事業報告書等(会計、役員等名簿)、認証書・登記書類・定款等	
⑦	不正行為等について	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	
⑧	設立後の経過期間について	設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること	

※上記①から⑧の基準をすべて満たしていること。また、基準の判定は、過去2事業年度とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていることが必要です。

公益性に関する要件

1. 判定基準

- 下記2(1)に含まれる判断項目(①～④)のうち、1項目以上に該当していること
 - 下記2(2)～(3)に含まれる判断項目(⑤～⑨)のうち、1項目以上に該当していること
 - 2(4)の記載内容から当該NPO法人の取組や実績が評価できること
- 上記3点を満たしている場合は、公益活動の実践度ありと判定する

2. 公益要件の基準(公益活動の実践度があること)

(1) 地域(社会、県民)から認知されるための取組

趣旨・判断の視点

NPO法人がその活動の主たる目的とする社会課題を解決するため、地域(社会、県民)から認知される方法としてどのような取組を行っているかを以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その取組において発信される情報の内容が、それぞれのNPO法人が主たる目的とする活動の発信となっているか、という視点で判断を行います。

判断項目 ※いずれも、NPO法人が主たる目的とする活動に関する内容であることが必要

① マスメディアを使っての情報発信回数: 年2回以上

(活動の告知も含む。メディアは特に限定せず、新聞(地元紙、地域版含む)、テレビ(ローカル放送、ケーブル放送等含む)、ラジオ、折り込みチラシ等、社会常識の範囲で広く捉えます。)

② ホームページ(ブログも含む)の更新頻度: 年4回以上

(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が内容に含まれていること。)

③ 一般向け会報誌の配布、設置: 5箇所以上

(設置場所は特に限定せず、不特定の者が出入りできる場所(市民活動センター、公民館、商店、飲食店等、社会常識の範囲で広く捉えます。)とします。)

④ 一般を対象としたセミナー、イベント等の活動: 年4回以上

(一般向けの周知文書、開催時の写真等を添付すること。)

(2) 地域(社会、県民)からの支持

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、地域(社会、県民)からの支持を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その実績の内容が、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組に対する地域からの支持とみなせるものになっているか、という視点で判断します。

判断項目

⑤組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数:のべ100人以上/年
(ただし、実人数で10人以上いること)

(実人数が10人以上であることを示す氏名、市町名を記載した名簿を添付。)

⑥寄付実績:3,000円以上の寄付が2年平均で50人以上あること

⑦主催したセミナー、イベント等への一般参加者数:のべ100人以上/年

(ただし、⑤に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと。)

(3)他の主体(他NPO、学校、企業、行政等)との連携・協働の取組

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、他の主体(他NPO、学校、企業、行政等)との連携・協働の取組を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組の内容が、地域への公益的なサービスの提供や地域に公益的な波及効果を生むような連携・協働となっているかという視点で判断します。

判断項目

⑧自治体からの委託・補助等の実績:年1回以上

⑨その他の主体(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業等)との連携・協働した活動の実施:年1回以上

(4)NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記述、A4用紙1枚程度とする。参考資料の添付可。)

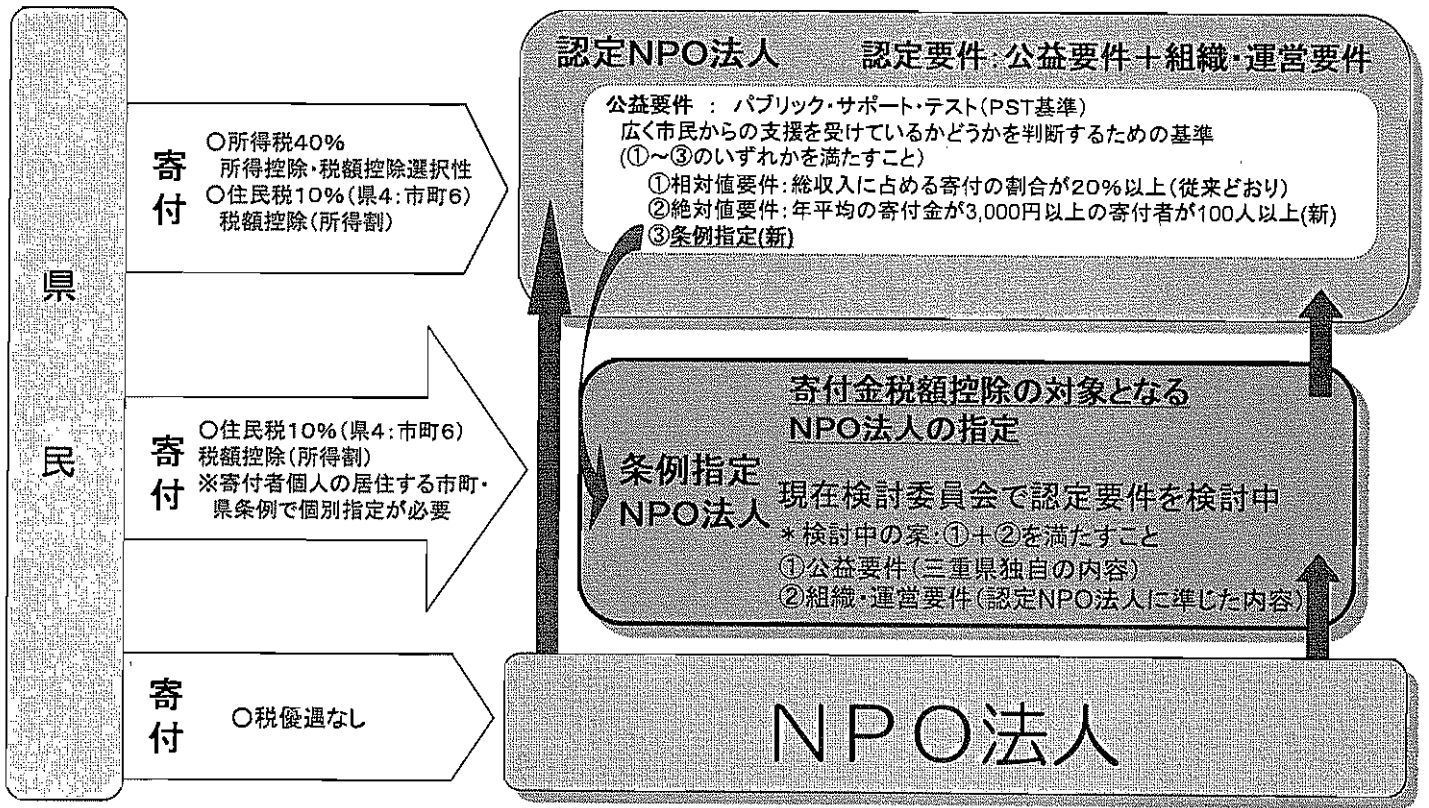
趣旨・判断の視点

(1)において、NPO法人が目的とする社会課題への取組状況を、(2)及び(3)においては、NPO法人の地域活性化への貢献実績をそれぞれの判断項目を尺度として確認しましたが、この(4)では、これまでの判断項目にとらわれずに、それぞれのNPO法人の取組や実績を自由に記載してもらい、添付資料も含めた記載内容から地域社会への貢献度合いに関する判断を行います。判断項目にはない新たな取組や実績を記載してもらっても構いませんし、それぞれの判断項目の基準は満たさないものの一定の成果をあげている取組や実績をあげてもらっても結構です。

判断に際しては、(1)から(3)のそれぞれの視点で、総合的に内容を判断することとします。

※上記各判断項目で使用する「年」とは、「事業年度」を指すこととし、過去2事業年度のそれぞれの年度で基準を満たしている必要があります(判断項目⑥は2年平均で基準を満たしているかどうかを判断します)。

法改正によるNPO法人の寄付優遇制度



寄付金税額控除の対象となるNPO法人の指定のしくみ

